

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月29日
【発行者の名称】	C Channel株式会社 (C Channel Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森川 亮
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山七丁目1番5号
【電話番号】	03-6453-6893 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役COO 丹羽 歩
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	C Channel株式会社 https://corp.cchan.tv/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	5,769,063	1,991,343	2,244,740
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△231,790	△92,516	30,913
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△234,366	76,055	31,337
包括利益 (千円)	△233,977	80,372	30,309
純資産額 (千円)	105,840	136,498	534,294
総資産額 (千円)	2,145,327	888,210	1,322,110
1株当たり純資産額 (円)	1.78	4.58	17.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△8.16	2.65	1.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	2.61	—
自己資本比率 (%)	2.4	14.8	40.2
自己資本利益率 (%)	—	83.3	9.4
株価収益率 (倍)	—	264.2	27.8
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	8,400	△131,579	△77,488
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△39,618	60,822	△42,886
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△92,704	△113,270	403,691
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	446,793	261,600	550,452
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	167 (41)	92 (55)	96 (44)

- (注) 1. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため、記載しておりません。
2. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第10期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 第10期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の年間の平均人員を外数で記載しております。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2014年 7 月	東京都渋谷区において、株式会社LisBeを設立
2015年 2 月	商号をC Channel株式会社に変更
2015年 4 月	女性の「知りたい」を解決する動画ライフスタイルメディア『C CHANNEL』の提供開始によりメディア事業の運営開始
2016年 6 月	インフルエンサー（注1）マーケティング事業を展開することを目的として、Yellow Agency株式会社（2018年5月に吸収合併）を設立
2016年 7 月	ECサイト運営を開始（2019年3月に株式会社マキシムのeコマース事業と統合）
2016年11月	インドネシア共和国ジャカルタにおいて『C CHANNEL』を展開することを目的として、PT Media Makmur（現PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA、現連結子会社）の株式を取得及び第三者割当増資を受け、海外事業展開を開始
2017年 4 月	女性向けアパレル通販サイト『KOBE LETTUCE』を展開する株式会社マキシム（現連結子会社）の株式を取得
2017年 6 月	本社を東京都港区三田一丁目4番1号に移転
2017年 7 月	韓国ソウル市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C CHANNEL Korea Company Ltd.を設立（注2）
2017年 9 月	ライブ動画配信アプリ『mysta』を展開することを目的として、mysta株式会社を設立
2017年12月	中華民国台北市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel Taiwan Corporationを設立（注3）
2017年12月	中華人民共和国北京市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、北京视乐通科技有限公司を設立（注5）
2018年 3 月	中華人民共和国上海市において、eコマースサイト事業及び広告事業を運営する上海露倩網絡信息有限公司（現連結子会社）の株式を取得
2018年 3 月	タイ王国バンコク市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel (Thailand) Co., Ltd.を設立（注4）
2020年 4 月	企業とインフルエンサーのマッチングプラットフォーム『Lemon Square』の提供開始
2020年 5 月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
2020年 8 月	株式会社マキシムの株式の追加取得による完全子会社化
2020年12月	本社を東京都目黒区青葉台四丁目7番7号に移転
2020年12月	上海露倩網絡信息有限公司 LUCE Networksの株式追加取得による完全子会社化
2021年 3 月	株式会社マキシムの株式の一部を譲渡
2022年 9 月	本社を東京都港区南青山七丁目1番5号に移転
2024年 6 月	株式会社マキシムの全株式を売却
2024年 9 月	mysta株式会社の全株式を譲渡

（注1）インフルエンサー

インフルエンサーとは、自身のブログやSNS、メディアへの露出などを通じて、商品やサービスを紹介することによって、多くの消費者に対して、大きな影響力を発揮する人のことを指します。

（注2）C CHANNEL Korea Company Ltd. につきましては、2019年8月14日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算終了しました。

（注3）C Channel Taiwan Corporationにつきましては、2020年1月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算終了しました。

（注4）C Channel (Thailand) Co., Ltd. につきましては、2019年12月18日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算終了しました。

（注5）北京视乐通科技有限公司につきましては、2020年7月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算終了しました。

3 【事業の内容】

当社グループの事業は、「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと、個人の発信を応援する事業として、企業の商品やサービスとそれに興味があるインフルエンサーをつなぐ『Lemon Square』においてインフルエンサーのマネジメントや口コミマーケティングを行う「インフルエンサー事業」、中国におけるe-コマース事業及びインドネシアにおける『Lemon Square』を中心としたインフルエンサー事業による「海外事業」の2つの事業セグメントから構成されております。

① インフルエンサー事業

当社は、美容・ライフスタイル領域に特化したインフルエンサープラットフォーム『Lemon Square（レモンスクエア）』の運営を主軸とした、インフルエンサーマーケティング事業を展開しております。

『Lemon Square』では、クライアント企業の商品・サービスと、それらに高い関心を持つインフルエンサーをマッチングし、実際に体験した熱量の高い商品レビュー（UGC）をソーシャルメディア上で大量に創出する支援を行っております。登録ユーザー数および良質な口コミ件数の拡大に伴い、企業の認知拡大や購買促進における成果事例が強固なものとなっているほか、インフルエンサー自身が商品のリピート購入や継続利用に至るファン化のサイクルを実現しております。

さらに、TikTokやInstagramをはじめとする主要SNSにおいて、美容・ライフスタイル系クリエイターのネットワークを活用した縦型ショート動画のタイアップ広告、プロモーションイベントの企画・開催、およびタイアップ商品の開発など、広告主のマーケティング活動を総合的にサポートしております。加えて、創出された優良な動画・画像コンテンツを企業のWeb広告や店頭POP等へ2次利用するソリューションや、SNSアカウントの運用コンサルティングを提供することで、多角的な収益基盤の構築を進めております。



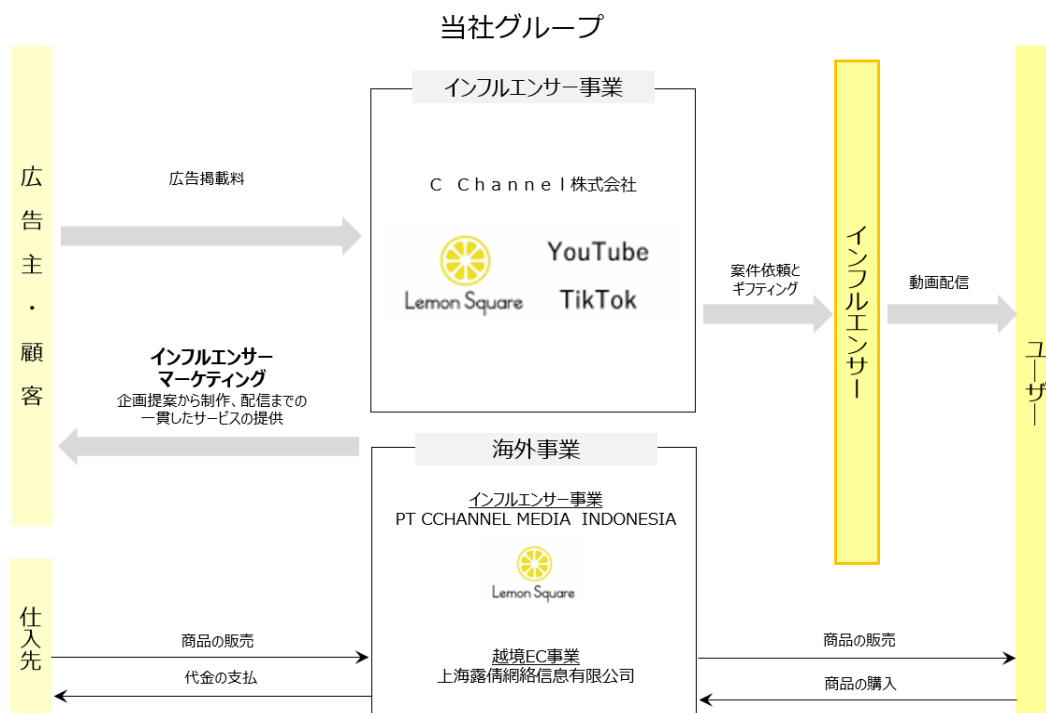
② 海外事業

当社は、中国及びインドネシアで事業を展開し、下記のような運営体制を実施しております。

中国ECプラットフォームを活用した越境EC事業に関して日本の化粧品会社より相談を受け、Tmall（天猫）での越境EC店舗運営やRED（小紅書）やDouyin（抖音）でのプロモーション支援を行っております。

一方、インドネシアについては、日本同様インフルエンサーマーケティング事業を行っており、『Lemon Square』による事業成長が加速しております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（％）	関係内容
(連結子会社) PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA（注）１．	インドネシア共和国ジャカルタ	24.8億ルピア	インドネシアにおける当社事業の展開	(所有) 59.5	役員の兼任３名
上海露倩網絡信息有限公司（注）１．	中華人民共和国上海市	830,000USドル	中国におけるeコマース事業及び広告事業の展開	(所有) 100.0	役員の兼任２名
(その他の関係会社) ソフトバンク株式会社 (注) 2.	東京都港区	228,162百万円	日本国内での移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	(被所有) 直接 26.7	役員の兼任１名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券報告書の提出会社です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
インフルエンサー事業	40 (31)
海外事業	44 (1)
全社（共通）	12 (12)
合計	96 (44)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2026年３月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
52(43)	34.9	3.5	5,946

セグメントの名称	従業員数（名）
インフルエンサー事業	40 (31)
全社（共通）	12 (12)
合計	52 (43)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

3. 平均年間給与は、基準外賃金を含めストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、物価上昇の継続や中国経済の先行き懸念やウクライナ・中東等の地政学的リスク、米国関税の政策運営等、わが国経済を取り巻く世界情勢は依然として予断を許さない状況となっております。

また、当社グループが所属しておりますインターネット広告市場は、前年比110.8%の4兆459億円（株式会社電通「2025年 日本の広告費」）となり、継続的に成長を続けております。

このような経営環境のもと、当社グループは「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと「インフルエンサー事業」及び「海外事業」の2つの基幹事業の成長継続、収益構造の改善などに取り組んでまいりました。その中で、既存サービスに加え、企業とインフルエンサーを結びつける「Lemon Square」のサービス展開を拡大させることで、さらなる成長に注力してまいりました。

当連結会計年度における連結業績につきましては、売上高は2,244,740千円（前年同期比12.7%増）、営業利益は45,604千円（前年同期は営業損失64,604千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は31,337千円（前年同期比58.8%減）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

なお、当社グループの報告セグメントは、従来「メディア事業」としていた報告セグメントの名称を「インフルエンサー事業」に変更しております。当該変更は報告セグメント名称の変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(インフルエンサー事業)

インフルエンサー事業は、化粧品業界などの広告出稿が活発化しております。そのような環境下でメディアサービスを縮小し、インフルエンサーマーケティングサービスへの事業集中の意思決定をしました。その結果、当社が強化しているインフルエンサーマーケティングソリューション「Lemon Square」関連の売上が成長し、前年同期比34.1%増加となりました。特に強化している韓国と中国のクライアントの売上は前年同期比23.5%増加となりました。また新規事業としてTikTokShopの事業をスタートいたしました。美容業界で人気ブランドを多数輩出しているRainmakers社と協力し、C Channelのインフルエンサーネットワークをライブコマース領域でも活かしてまいります。既に多くの販売実績が出ており、販売金額も順調に伸びております。

この結果、外部顧客への売上高は1,555,982千円（前年同期比7.3%増）、セグメント利益は390,286千円（前年同期比24.5%増）となりました。

(海外事業)

海外事業は、中国においては越境EC及びSNSマーケティングの運営の強化に取り組んだ結果、越境ECの販売が好調に推移し売上は増加したものの、人件費の増加等の影響により、利益は伸び悩みました。また、インドネシアはインフルエンサー広告の更なる拡大に取り組んだ結果、売上・利益ともに増加となりました。

この結果、海外事業の外部顧客への売上高は688,757千円（前年同期比27.2%増）、セグメント損失は22,807千円（前年同期はセグメント損失22,392千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ288,852千円増加し、550,452千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは77,488千円の資金の支出（前連結会計年度は131,579千円の支出）となりました。これは主に売上債権の増加額170,572千円、税金等調整前当期純利益33,413千円、減価償却費39,127千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは42,886千円の資金の支出（前連結会計年度は60,822千円の収入）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出40,638千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは403,691千円の資金の収入（前連結会計年度は113,270千円の支出）となりました。これは主に長期借入れによる収入300,000千円、株式の発行による収入366,775千円、長期借入金の返済による支出332,996千円などによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
インフルエンサー事業 (千円)	1,555,982	107.3
海外事業 (千円)	688,757	127.2
合計 (千円)	2,244,740	112.7

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サービス力の向上

当社グループは、当社の中核事業である『Lemon Square』の飛躍的な成長にとって、広告主数と優良なインフルエンサー数の増加が必要です。広告主への営業活動と、インフルエンサーのスカウト活動の両軸を強化することで両者にとってのサービスの魅力度を継続的に向上してまいります。

(2) 海外事業展開

当社グループの成長を加速させる上で、海外における事業展開は必須であり、今後日本でのノウハウを生かしながらも、中国では越境EC、インドネシアでは『Lemon Square』を中心に、現地の環境、文化、ニーズに柔軟に対応して発展させ、海外事業の成功モデルを確立していくことが課題であります。

(3) システムセキュリティ管理体制

当社グループの展開する事業は、アプリケーションやウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

(4) 投稿審査体制の整備・強化

インフルエンサーが投稿するテキスト・動画・画像につきましては、法令に基づいて審査を行っております。今後もクライアントやインフルエンサー、その投稿をみる一般生活者にとって有意義な情報を提供し続けられるよう投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

(5) 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業がグローバルに拡大していく中で、グループを横断した内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生のある可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

当社では、事業上のリスクについて、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、想定しうるリスクに対する管理体制を整備、構築することにより、適切なリスク対応を図ります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① 業界動向について

当社グループは、インフルエンサーとブランド（企業）を繋ぐプラットフォーム『Lemon Square』を中心としたマーケティング支援事業を展開しております。当社が属するソーシャルコマースおよびインフルエンサーマーケティング市場は、SNSの普及とともに今後も拡大が見込まれる一方、消費者のトレンド変化やSNSプラットフォーム各社の規約変更、法的規制（ステルスマーケティング規制等）の強化といった外部要因の影響を強く受ける特性があります。これらの要因により市場環境が激変し、当社のサービス提供やユーザー行動に制約が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サービスの陳腐化について

当社グループが属するソーシャルメディア・マーケティング業界は、SNSプラットフォームの仕様変更や新たなトレンドの台頭など、変化が極めて激しい環境にあります。このような環境下において、当社グループの提供する『Lemon Square』等のサービスが競争力を維持するためには、常に最新のSNSトレンドやユーザー（インフルエンサー）及びクライアント企業のニーズを捉え、迅速にプラットフォームの機能拡充や改善を継続していく必要があります。しかしながら、当社の技術開発やサービス提供がこれら市場の変化に適時適切に対応できず、サービスの魅力や利便性が相対的に低下した場合には、ユーザーの離反や利用率の低下を招き、当社グループの

財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信ネットワークやコンピューターシステム障害について

当社グループの事業は、モバイル端末やPC等のコンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。当社グループのコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合やコンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

④ モバイル端末のOS提供事業者への対応について

当社グループは、AndroidやiOSといったOS（オペレーティングシステム）を搭載したモバイル端末向けに事業を展開しておりますが、当該OSに関する事故等によってサービスが提供できなくなった場合、または当該OS上でサービスを提供する際にOS提供事業者により課される条件やルール等の変更に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）事業内容に関するリスク

① 競合他社の動向について

当社グループが展開する『Lemon Square』は、ブランド（企業）とインフルエンサーを繋ぐプラットフォームとして、マッチング精度の向上や利便性を高めるシステム改修を継続的に実施しております。しかしながら、インフルエンサーマーケティング市場の拡大に伴い、既存の競合他社に加え、独自の強みを持つ新規参入者が増加しております。これら他社のサービスが、当社のサービスを上回る利便性や独自の付加価値を先んじて提供した場合、あるいは当社グループのサービス改善がユーザーやクライアント企業のニーズに合致しなかった場合には、利用者の離反や市場シェアの低下を招き、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サイト運営の健全性について

当社グループは、当社グループが運営する『Lemon Square』において、利用規約やガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、ユーザーの適切な利用を促すよう努めております。また、当社グループとして容認できない誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、不適切な投稿や書き込みを当社グループが発見できなかった場合、あるいは発見が遅れた場合には、当社グループの運営するメディアに対するユーザーの支持低下等が生じる可能性があり、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 越境 e コマースについて

当社グループは、中国市場を対象とした越境 e コマース事業を展開しております。当該事業は、中国における輸入関連法規、電子商取引法および各種規制の影響を強く受ける特性があります。そのため、現地の法規制や税制の急激な変更、国際情勢の変化による物流の停滞等が生じた場合には、商品の販売や配送に制約を受ける可能性があります。また、現地の消費者との間で重大なトラブル等が発生した場合には、当社グループの法的責任やブランドイメージの毀損を招き、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新規事業展開について

当社グループは、事業の拡大のために、国内海外を問わず、子会社設立、合併事業の展開、買収等を行っていく可能性があります。これらの投資は、現在の事業規模と比較して多額となる可能性があります。また、新規事業を開始する場合には、予期せぬ要因等によって計画どおりに事業に展開できない可能性もあり、これらの要因が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、投資先の事業の状況が当社グループに与える影響や、新規事業が当社グループに与える影響を確実に予測することは困難であり、予期せぬ要因が発生した場合、投資の回収ができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 海外事業展開について

当社グループは、成長著しいインドネシア市場における『Lemon Square』の展開をはじめ、海外での事業拡大に経営資源を投入しております。グローバルに事業を推進する上では、各国の法令、政治・経済情勢、商慣習の違いに加え、特に新興国における予期せぬ制度変更や社会情勢の不安定化といった潜在リスクが存在します。これら現地の環境変化に対し、事業運営やガバナンス体制の構築が適時に対応できない場合には、投資回収が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、海外グループ会社の財務諸表の円換算や、取引における為替相場の変動も、連結ベースの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 業務提携、M&Aについて

当社グループは、業務・資本提携、合併等を通じた事業の拡大に取り組んでおります。当社グループと連携先・合併先の持つ事業運営ノウハウ等を融合することにより、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、またはこれらの提携先が解消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンスに関するリスク

① 法規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、「著作権法」「商標法」「不当景品類及び不当表示防止法」「特定商取引に関する法律」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」「個人情報の保護に関する法律」等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の保護について

当社グループは、提供するプラットフォームサービス等を通じて、各種の個人情報を保有しております。日本の「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、事業を展開する各国の法規制の遵守を経営の最優先事項の一つと位置づけ、個人情報保護管理規程および情報セキュリティ管理規程に基づく厳格な管理体制を構築しております。また、全従業員への教育徹底やシステム上のセキュリティ対策を講じ、外部漏洩、不適切な利用、改ざん等の防止に努めております。しかしながら、サイバー攻撃等による不正アクセス、委託先の不備、あるいは社内管理上の過失等により個人情報が流出した場合、損害賠償責任の発生や多額の制裁金の賦課、社会的信用の失墜等により、当社グループの事業運営、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社グループは、運営するプラットフォームサービス等の名称について必要に応じて商標登録をしております。当社グループが保有するそれらの知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士や特許事務所などと連携し、必要な措置を講じてまいります。また、商標権などの知的財産権を取得する場合は、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。しかしながら、当社グループが第三者が保持する知的財産権等を侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求及び使用差止請求等を提訴される可能性並びに当該知的財産権に関する対価の支払等が発生する可能性があるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

① 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人員確保と育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、競争力のあるサービスを提供していくための、当社の社風にあった優秀な人員の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社グループは、事業展開の計画に合わせて優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材を計画に合わせて確保できない場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である森川亮は、当社の創業者であり、創業以来代表取締役社長を務めております。同氏は、インターネット関連ビジネス及びメディア関連ビジネスに関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループにおいては、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、現状においては当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社代表取締役社長森川亮氏から当社金融機関借入に対する債務保証を受けております。詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項【関連当事者情報】」に記載しております。この債務被保証について保証料の支払いを行っておらず、また、金融機関との継続交渉により当該債務被保証を解消していく方針であります。

（5）配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しております。一方で、現在は『Lemon Square』を中心としたプラットフォーム事業への転換およびグローバル展開による再成長の過程にあり、将来の事業展開と経営体制の強化に向けた内部留保の充実、および機動的な事業投資に充当していくことが、中長期的な企業価値向上を通じて株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから、創業以来配当は実施していませんが、今後においても当面の間は内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資を優先する方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を勘案しながら、株主への直接的な利益還元を検討してまいり所存ですが、現時点において配当実施の可能性およびその実施時期については未定であります。

（6）継続的な投資と収益基盤の構築について

当社グループは、中長期的な成長を実現するため、海外事業の拡大、ユーザーおよびクライアント企業の獲得、ならびに優秀な人材の確保に向けた積極的な投資を継続してまいりました。当社グループのプラットフォームビジネスは、利用者の増加に伴い収益が積み上がるストック型の収益構造を有しており、これまでの投資成果が実を結んだことで、当連結会計年度においては営業利益を計上いたしました。今後も成長スピードを維持するための事業投資を継続する一方で、効率的な運営体制の構築と各事業セグメントの利益率向上に注力し、持続的な黒字成長と安定した収益基盤の構築を推進してまいります。しかしながら、市場環境の変化等により投資に対する想定通りの効果が得られない場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（7）海外に関するリスク

当社グループは、当社グループの事業とシナジー効果があると考えられる現地パートナーとの間で業務提携を行い、業績の進捗状況の確認を行っております。各国の規制・制度変更や外交関係の悪化、政変や経済情勢の悪化、為替レートの変動などのリスクが内在しております。海外における事業に関してこれらのリスクが顕在化した場合には、投資回収が遅れたり、予期せぬ費用が発生して、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（8）自然災害、感染症等のリスク

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループに直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症が想定を上回る規模で発生及び流行した場合、社会的な生産活動の停滞、日本市場の需要低下といった間接的な影響を受ける可能性があります。メディア事業においてはイベント自粛などに伴う広告宣伝費の減少、eコマース事業においては生産・物流の停止、海外事業においては現地パートナーの業績悪化など当社グループの業績に影響を及ぼ

す可能性があります。

(9) その他について

① スtock・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を導入しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末現在における新株予約権による潜在株式数は454,000株であり、発行済株式数の1.46%に相当します。

② 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2019年11月27日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当連結会計年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を

書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての

書面による報告を受けた日)

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (③ b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為 (i 非上場会社を完全子会社とする 株式交換、 ii 非上場会社を子会社化する株式交付、 iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 iv 非上場会社からの事業の譲受け、 v 会社分割による他の者への事業の承継、 vi 他の者への事業の譲渡、 vii 非上場会社との業務上の提携、 viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、 ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合 (当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要す

る旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り、乙はあらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は1,165,419千円で、前連結会計年度末に比べ433,405千円増加しております。主な変動要因は、現金及び預金288,852千円の増加、売掛金175,036千円の増加などであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は156,691千円で、前連結会計年度末に比べ494千円増加しております。主な変動要因は、ソフトウェア2,206千円の増加、投資その他の資産のその他687千円の増加、建物及び構築物2,492千円の減少などであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は429,332千円で、前連結会計年度末に比べ103,391千円減少しております。主な変動要因は、1年内返済予定の長期借入金233,704千円の減少、短期借入金85,911千円の増加、1年内償還予定の社債44,900千円の増加などであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は358,484千円で、前連結会計年度末に比べ139,495千円増加しております。主な変動要因は、長期借入金200,708千円の増加、社債60,900千円の減少などであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は534,294千円で、前連結会計年度末に比べ397,795千円増加しております。主な変動要因は、資本剰余金369,986千円の増加、利益剰余金31,337千円の増加などであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は38,871千円であり、その内訳をセグメントごとに示すと、次のとおりです。
なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1) インフルエンサー事業

当連結会計年度の主な設備投資は、ソフトウェアを中心とする総額38,172千円の投資を実施しました。
なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

(2) 海外事業

当連結会計年度の主な設備投資は、通信機器を中心とする総額699千円の投資を実施しました。
なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全社	本社事務所	28,266	0	124,906	153,172	52 (43)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	全社	本社事務所	36,151

3. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	68,921,400	31,078,600	31,078,600	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	100,000,000	68,921,400	31,078,600	31,078,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2016年6月23日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	65	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	428	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 428 資本組入額 214	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第5回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2016年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	18	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	2	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	428	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 428 資本組入額 214	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。
- (2) また、以下の場合には権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第6回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年4月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	428	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 428 資本組入額 214	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 行使条件はなし。

(2) 以下の場合には権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年5月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	428	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 428 資本組入額 214	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。
 - (2) また、以下の場合には権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年6月22日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	67	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	67	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	67,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	428	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 428 資本組入額 214	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2018年4月19日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	112	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	97	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	112,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	659	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 659 資本組入額 330	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第10回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2019年3月20日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	128	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	112	114
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	128,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	659	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 659 資本組入額 330	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第11回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2019年3月20日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	34	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	21	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	659	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 659 資本組入額 330	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年3月6日 (注) 1	2,356,600	普通株式 31,078,600	184,993	194,993	184,993	184,993
2026年3月6日 (注) 2	—	普通株式 31,078,600	△184,993	10,000	△184,993	—

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 157円

資本組入額 78.5円

割当先 株式会社Rainmakers、Yatsen Beauty Japan株式会社

2. 2026年2月3日開催の臨時取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少決議に基づき、その他資本剰余金へ振替えております。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	24	5	－	13	42	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	236,706	13,820	－	60,260	310,786	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	76.16	4.45	－	19.39	100	－

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸1丁目7-1	8,325,000	26.79
森川 亮	東京都港区	6,300,000	20.27
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目23-1 (ジャフコグループ株式会社内)	2,550,000	8.21
株式会社Rainmakers	東京都中央区新富1丁目8-9	1,401,200	4.51
三枝 孝臣	東京都品川区	1,349,000	4.34
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区東1丁目2-20号	1,340,000	4.31
LC Fund VII, L.P.	P.O. Box309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	990,000	3.19
Yatsen Beauty Japan株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号	955,400	3.07
ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区渋谷1丁目2番5号	660,000	2.12
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures株式会社	東京都港区虎ノ門5丁目9-1	640,000	2.06
計	—	24,510,600	78.87

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 上記大株主の状況に記載の当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数6,100,000株(19.63%)を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 上記大株主の状況に記載の三枝孝臣の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社IWA Iが保有する株式数1,000,000株(3.22%)を含めた実質所有株式数を記載しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 31,078,600	310,786	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	31,078,600	—	—
総株主の議決権	—	310,786	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2016年6月23日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注3）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名（注）1	当社取締役 4名 当社従業員 1名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1．2026年5月31日現在、退職者による権利失効等により、すべて当社が保有しております。

2．2026年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名となっております。

3．当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2016年6月23日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 5名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）2026年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、事業協力者4名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年4月27日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第7回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年5月25日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第8回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年6月22日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注）3
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名 子会社取締役 2名（注）1 子会社従業員 1名	当社従業員 4名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注） 1. 2026年5月31日現在、退職者による権利失効等により、すべて当社が保有しております。
2. 2026年5月31日現在、退職者による権利失効等により、すべて当社が保有しております。
3. 当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第9回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2018年4月19日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注）3
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 27名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名 （注）1	当社従業員 14名 事業協力者 1名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注） 1. 2026年5月31日現在、退職者による権利失効等により、すべて当社が保有しております。
2. 2026年5月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3名、事業協力者2名となっております。
3. 当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第10回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2019年3月20日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注）3
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 22名 （注）1	当社従業員 23名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注） 1. 2026年5月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名となっております。
2. 2026年5月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2名となっております。
3. 当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第11回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2019年3月20日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注）2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 4名 事業協力者 2名 （注）1	当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注） 1. 2026年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、子会社従業員1名、事業協力者2名となっております。
2. 当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けしておりますが、創業して間もないことから、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、当社グループのさらなる成長のための投資及び財務体質と人員の拡充・育成をはじめとした事業基盤の強化のために活用する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、毎年3月31日を基準日とする年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。また、毎年9月30日を基準日として、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高(円)	700	700	30
最低(円)	700	700	1

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	30	—	—	—	—	—
最低(円)	30	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 1 名（役員のうち女性の比率—%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	森川 亮	1967年 1 月13日	1989年 4 月 日本テレビ放送網株式会社（現 日本テレビホールディングス株式会社） 入社 2000年 2 月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社） 入社 2003年 5 月 ハンゲームジャパン株式会社（現Aホールディングス株式会社） 入社 2007年10月 ネイバージャパン株式会社（現 Aホールディングス株式会社） 代表取締役 2014年 5 月 ONE STEP株式会社 代表取締役（現任） 2014年 7 月 当社 代表取締役社長（現任） 2015年 4 月 株式会社マナーフォワード 取締役 2015年 4 月 株式会社ネオキャリア 取締役 2015年 4 月 ナイル株式会社 取締役 2015年 4 月 トークノート株式会社（現 Talknote 株式会社） 取締役 2015年 4 月 株式会社ネクスト（現 株式会社LIFULL） 取締役 2015年 4 月 株式会社AWS ホールディングス（現株式会社ubicomホールディングス） 取締役 2015年 4 月 アイエント株式会社 取締役 2015年 4 月 Rodeo Interactive株式会社 取締役 2015年 4 月 株式会社U X F（現 株式会社THE CROSS） 取締役 2015年 4 月 Sansan株式会社 取締役 2016年 1 月 スカイランドベンチャーズ株式会社 取締役 2016年 4 月 株式会社ストライプインターナショナル 取締役 2016年11月 PT Media Makmur（現 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA） 取締役（現任） 2017年 7 月 株式会社マキシム 取締役 2017年 7 月 C CHANNEL Korea Company Ltd. 取締役 2017年 9 月 mysta株式会社 取締役 2017年12月 C Channel Taiwan Corporation 董事 2018年 3 月 C Channel (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 2018年 7 月 上海露倩網絡信息有限公司 董事 2020年 2 月 ネクストフューチャー合同会社（現合同会社NEXT FUTURE） 代表社員（現任） 2021年 5 月 上海露倩網絡信息有限公司 総経理 CEO・董事・法定代表人（現任） 2021年 5 月 上海露倩广告有限公司 総経理CEO・董事・法定代表人（現任）	(注) 4	(注) 7	6,300,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	COO	丹羽 歩	1983年1月30日	2006年4月 2010年2月 2013年9月 2018年8月 2020年1月 2020年6月 2022年3月 2024年4月 2026年4月 2026年4月 2026年4月	株式会社オールアバウト 入社 株式会社ユーキャン 入社 株式会社リッチメディア（現 シェアリング・ビューティー株式会社） 入社 当社 入社 当社 執行役員 事業本部長兼インフルエンサー部長兼メディア運営部長 株式会社マキシム 取締役 当社 取締役 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA 取締役 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA 監査役（現任） 当社 取締役COO（現任） 上海露倩網絡信息有限公司 監事（現任） 上海露倩广告有限公司 監事（現任）	(注) 4	(注) 7	—
取締役	—	豊永牧人	1990年11月14日	2013年4月 2013年10月 2015年4月 2019年6月 2024年3月 2024年4月 2025年6月	株式会社JTBコーポレートセールス（現 株式会社JTB）入社 Morgan McKinley株式会社 入社 エンワールド・ジャパン株式会社 入社 株式会社エス・エム・エス 入社 当社 入社 現 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA 代表取締役（現任） 当社 取締役（現任）	(注) 4	(注) 7	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	上村 穰	1966年3月13日	1988年4月 1998年11月 2001年2月 2003年10月 2016年4月 2018年3月 2020年3月 2020年4月 2021年3月 2021年3月 2021年4月 2024年3月 2025年4月 2025年5月 2025年5月 2025年6月 2025年6月 2025年6月 2025年11月	株式会社アイアンドエス（現 株式会社アイアンドエス・ビービーディーオー） 入社 ライコスジャパン株式会社 入社 ピクチャーIQジャパン株式会社 入社 日本テレコム株式会社（現 ソフトバンク株式会社） 入社 SBドライブ株式会社（現 BOLDLY株式会社） 取締役（現任） ソフトバンク株式会社 経営企画本部長 本部長 Cinarra Systems, Inc. Director（現任） 株式会社オファーズ 取締役（現任） Aホールディングス株式会社 管理部長（現任） ソフトバンク株式会社 執行役員 経営企画本部 本部長 日本コンピュータービジョン株式会社 取締役（現任） WWJ株式会社 取締役（現任） ソフトバンク株式会社 CFO補佐（現任） Cinarra Systems Japan株式会社 取締役（現任） SynapSpark株式会社 取締役（現任） SBエンジニアリング株式会社 取締役（現任） DiDiモビリティジャパン株式会社 取締役（現任） 当社 取締役（現任） SB OAI Japan合同会社 CFO（現任）	(注) 4	(注) 7	—
取締役	—	朴 燦成	1973年7月16日	2001年5月 2005年9月 2018年4月 2018年6月 2023年10月	アクセンチュア株式会社 入社 Legend Capital Management Co., Ltd. 入社 Legend Capital Management Co., Ltd. Managing Director 当社 取締役（現任） Legend Capital Management Co., Ltd. Co-CIO（現任）	(注) 4	(注) 7	—

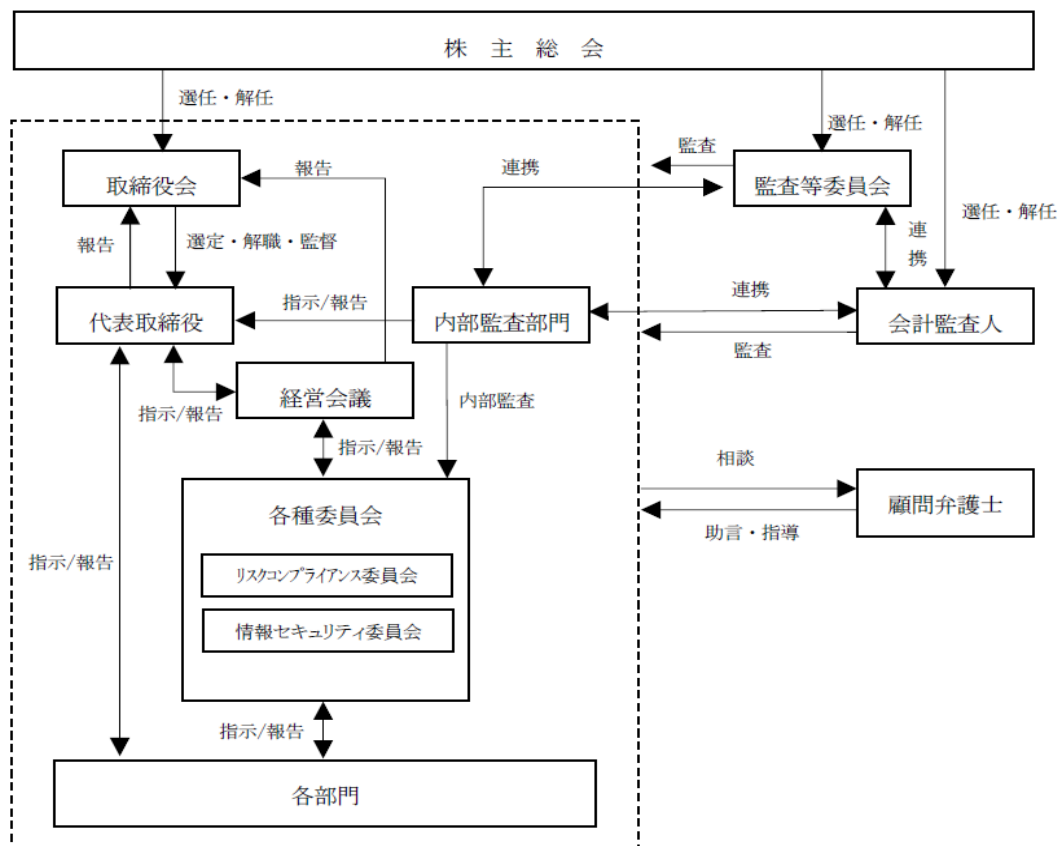
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員 (常勤)	－	小田　玄紀	1980年 9 月 6 日	2002年 8 月	有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション　代表取締役（現任）	(注) 5	(注) 7	－
				2004年 4 月	フードディスカバリー株式会社　取締役経営戦略室室長			
				2011年 1 月	一般社団法人アショカジャパン　アシヨカ・アライアンス・パートナー			
				2012年 6 月	株式会社リミックスポイント　取締役			
				2016年 3 月	株式会社ビットポイント（現　株式会社ビットポイントジャパン　）代表取締役副社長			
				2016年 7 月	株式会社リミックスポイント　代表取締役			
				2016年12月	株式会社ビットポイントジャパン　代表取締役社長（現任）			
				2022年 6 月	当社　取締役			
				2022年 9 月	SBIクリプトアセットホールディングス株式会社　代表取締役副会長（現任）			
				2023年 6 月	一般社団法人日本暗号資産取引業協会代表理事（現任）			
				2023年 7 月	SBI Ripple Asia株式会社　取締役（現任）			
				2023年 7 月	SBI R3 Japan株式会社　取締役（現任）			
				2023年 8 月	JSMCホールディングス株式会社　取締役（現任）			
				2024年 2 月	B2C2 LTD　取締役			
				2026年 5 月	株式会社日本経済財政再生機構　代表取締役会長（現任）			
				2026年 6 月	当社　取締役監査等委員（現任）			
取締役 監査等委員	－	角田　耕一	1985年11月29日	2011年 2 月	クレディ・スイス証券株式会社　入社	(注) 5	(注) 7	－
				2014年 1 月	株式会社マナボ（現　SATT AI　ラボ株式会社）　入社			
				2017年 8 月	株式会社ヤプリ　執行役員C F O			
				2018年 4 月	株式会社ヤプリ　取締役C F O			
				2022年 6 月	当社　取締役			
				2022年 9 月	株式会社INFORICH　取締役			
				2026年 6 月	当社　取締役監査等委員（現任）			
取締役 監査等委員	－	上野　　亨	1973年 8 月14日	1997年 4 月	ソフトバンク株式会社（現　ソフトバンクグループ株式会社）　入社	(注) 5	(注) 7	－
				1999年 5 月	イー・トレード証券株式会社（現　株式会社S B I 証券）　転籍			
				2015年 2 月	株式会社うえる　代表取締役（現任）			
				2015年11月	当社　監査役			
				2016年 5 月	株式会社ハロネット（現　株式会社SFIDA X）　取締役			
				2016年 8 月	株式会社Payment Technology　代表取締役（現任）			
				2019年 4 月	株式会社ラフル　取締役（現任）			
				2020年 3 月	ベース株式会社　取締役（現任）			
				2023年 1 月	株式会社フォーシス　アンド　カンパニー　取締役（現任）			
				2025年 4 月	tocotoco株式会社　取締役（現任）			
				2026年 6 月	当社　取締役監査等委員（現任）			
				計				

- (注) 1. 2026年 6 月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 上村穰及び朴煥成は、社外取締役であります。
3. 取締役 小田玄紀、角田耕一及び上野亨は、監査等委員である社外取締役であります。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2026年6月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査等委員である取締役の任期は、2026年6月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 代表取締役社長森川亮の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるONE STEP株式会社が所有する株式数を含んでおります。
7. 2026年3月期における役員報酬の総額は67,287千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2026年6月26日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、継続企業として収益を拡充し、株主利益を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものと認識しております。具体的には、取締役会、監査等委員会、内部監査及び会計監査人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制、リスク管理体制及びタイムリーなディスクロージャー体制の確立等を行っております。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員を除く）5名の取締役（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、定例監査等委員会を月1回開催するほか、必要がある場合に臨時監査等委員会を開催することとしております。また、監査等委員会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、監査業務の分担等の決定及び監査報告作成の協議等を行い、加えて、監査等委員相互の情報連絡を確認する場としても機能しております。

ハ. 会計監査の状況

当社は、PwC Japan有限責任監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。業務を執行した公認会計士は浦上卓也及び山下大輔の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名その他13名であります。

また、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査等委員監査の状況

当社の内部監査は、内部監査担当者が主管として、業務を監査しております。年間計画に基づく各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より社長へ報告を行うとともに、監査等委員会にも共有され、組織的な是正指導を行う体制をとっております。また、監査等委員は、独立した立場から取締役会等の重要会議への出席や業務監査を通じて取締役の職務執行を監査・監督しており、内部監査担当者とも密に連携をとることで、監査の実効性と組織的なガバナンス体制の強化を図っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管として内部監査担当者が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（監査等委員の取締役を除く。取締役であったものを含む。）及び監査等委員である取締役（監査等委員であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し

ております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 社外取締役の状況

当社の社外取締役は5名を選任しております。

社外取締役上村穰氏はソフトバンク株式会社のCFO補佐であり、当社は同社との間で通信システム等に関する取引がありますが、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

また、同社は、当社の大株主であり、2026年3月31日現在における所有株式数等は、上記「1 株式等の状況（6）大株主の状況」において記載のとおりであります。

同氏は、ソフトバンク株式会社のCFO補佐かつグループ企業複数社の取締役であり、企業経営者として培った経験と高い見識を有するため、これを当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督に活かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として選任しております。

社外取締役朴煥成氏は、Legend Capital Management Co., Ltd.のCo-CIOを兼任しております。他社において豊富な経験と幅広い知識を有しておられ、当社の経営に活かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として選任しております。

社外取締役小田玄紀氏は、有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーションの代表取締役、一般社団法人日本暗号資産取引業協会の代表理事、株式会社日本経済財政再生機構の代表取締役会長を兼任しております。同氏は、事業再生に関する豊富な経験と、経営課題の早期発見およびその解決策の構築における深い知見を有しております。これらの高い専門性と経験を当社の事業拡大の助言に活かすとともに、独立した客観的な視点から取締役の職務執行を適切に監査・監督いただくため、社外取締役（監査等委員）として選任しております。

社外取締役角田耕一氏は、長年にわたる金融業界および企業財務における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の財務健全性の維持や企業価値のさらなる向上に向けた的確な助言・提言を期待するとともに、財務・会計の専門的知見を活かした実効性の高い監査体制を構築いただくため、社外取締役（監査等委員）として選任しております。

社外取締役上野亨氏は、株式会社うえる及び株式会社Payment Technologyの代表取締役、株式会社ラフール、ベース株式会社及び株式会社フォーシス アンド カンパニーの取締役を兼任しております。同氏は、多数の企業経営に携わってきた実績と、経営全体を俯瞰する高い大局観を有しております。当社が抱える経営課題の本質を的確に把握し、適時適切に指導・意見表明をいただくことで、ガバナンス体制の強化と適法な職務執行の監査・監督機能を担っていただくため、社外取締役（監査等委員）として選任しております。

社外取締役朴煥成氏、小田玄紀氏、角田耕一氏、上野亨氏及び同氏の兼務先と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を強化しており、また社外取締役及び監査等委員は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査等委員の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑭ 役員の報酬等

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く）	45,687	45,687	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	21,600	21,600	—	—	6

b. 発行者の役員ごとの連結報酬の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項のうち重要なものはありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

上記の取締役および監査役（監査等委員会設置会社移行前）の報酬額については、それぞれ株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において記載しております。なお、2026年6月26日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等決定の件について決議いただいております。

e. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役3名であります。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	17,000	—	18,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	17,000	—	18,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、規模及び業務の特性等を勘案のうえ決定しています。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応する事ができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	261,600	550,452
売掛金	318,096	493,133
商品及び製品	74,274	59,896
仕掛品	1,714	11,013
貯蔵品	34	25
その他	80,140	50,997
貸倒引当金	△3,846	△99
流動資産合計	732,013	1,165,419
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	30,758	28,266
工具、器具及び備品（純額）	1,056	1,148
有形固定資産合計	※1 31,814	※1 29,414
無形固定資産		
ソフトウェア	104,432	106,639
無形固定資産合計	104,432	106,639
投資その他の資産		
その他	39,419	40,106
貸倒引当金	△19,469	△19,469
投資その他の資産合計	19,949	20,637
固定資産合計	156,196	156,691
資産合計	888,210	1,322,110

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	103,574	89,222
短期借入金	—	85,911
1年内返済予定の長期借入金	312,676	78,972
1年内償還予定の社債	5,000	49,900
未払金	72,186	55,850
未払法人税等	903	635
その他	※2 38,383	※2 68,840
流動負債合計	532,723	429,332
固定負債		
社債	67,900	7,000
長期借入金	127,324	328,032
資産除去債務	18,527	18,639
繰延税金負債	5,237	4,812
固定負債合計	218,988	358,484
負債合計	751,712	787,816
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	1,802,851	2,172,837
利益剰余金	△1,677,484	△1,646,146
株主資本合計	135,367	536,691
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△3,868	△4,897
その他の包括利益累計額合計	△3,868	△4,897
新株予約権	5,000	2,500
純資産合計	136,498	534,294
負債純資産合計	888,210	1,322,110

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1,991,343	2,244,740
売上原価	943,367	1,070,001
売上総利益	1,047,975	1,174,738
販売費及び一般管理費	※1 1,112,579	※1 1,129,133
営業利益又は営業損失 (△)	△64,604	45,604
営業外収益		
受取利息	280	528
受取配当金	2	2
為替差益	—	4,762
業務受託料	200	—
その他	1,748	269
営業外収益合計	2,230	5,561
営業外費用		
支払利息	7,852	14,372
持分法による投資損失	15,423	—
支払手数料	2,894	4,132
その他	3,973	1,748
営業外費用合計	30,143	20,253
経常利益又は経常損失 (△)	△92,516	30,913
特別利益		
新株予約権戻入益	※2 3,750	※2 2,500
関係会社株式売却益	※3 167,862	—
特別利益合計	171,612	2,500
税金等調整前当期純利益	79,095	33,413
法人税、住民税及び事業税	3,326	2,499
法人税等調整額	△285	△424
法人税等合計	3,040	2,075
当期純利益	76,055	31,337
親会社株主に帰属する当期純利益	76,055	31,337

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	76,055	31,337
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4,317	△1,028
その他の包括利益合計	※ 4,317	※ △1,028
包括利益	80,372	30,309
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	80,372	30,309

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,802,851	△1,753,539	59,312
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	76,055	76,055
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	76,055	76,055
当期末残高	10,000	1,802,851	△1,677,484	135,367

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△8,186	△8,186	8,750	45,964	105,840
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	76,055
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,317	4,317	△3,750	△45,964	△45,397
当期変動額合計	4,317	4,317	△3,750	△45,964	30,657
当期末残高	△3,868	△3,868	5,000	—	136,498

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,802,851	△1,677,484	135,367
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	31,337	31,337
新株の発行	184,993	184,993	—	369,986
資本金から資本剰余金への振替	△184,993	184,993	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	369,986	31,337	401,323
当期末残高	10,000	2,172,837	△1,646,146	536,691

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△3,868	△3,868	5,000	136,498
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	31,337
新株の発行	—	—	—	369,986
資本金から資本剰余金への振替	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,028	△1,028	△2,500	△3,528
当期変動額合計	△1,028	△1,028	△2,500	397,795
当期末残高	△4,897	△4,897	2,500	534,294

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	79,095	33,413
減価償却費	30,191	39,127
関係会社株式売却益	△167,862	—
新株予約権戻入益	△3,750	△2,500
業務受託料	△200	—
支払手数料	2,894	4,132
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	19,578	△3,747
受取利息及び受取配当金	△282	△530
支払利息	7,852	14,372
売上債権の増減額 (△は増加)	△46,628	△170,572
棚卸資産の増減額 (△は増加)	1,827	5,087
仕入債務の増減額 (△は減少)	△7,637	△14,351
その他	△36,534	34,273
小計	△121,455	△61,293
利息及び配当金の受取額	282	530
利息の支払額	△7,311	△14,267
業務受託料の収入額	200	—
法人税等の支払額	△3,294	△2,457
営業活動によるキャッシュ・フロー	△131,579	△77,488
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△474	△699
無形固定資産の取得による支出	△44,463	△40,638
敷金及び保証金の差入による支出	—	△1,691
関係会社株式の売却による収入	108,505	—
貸付による支出	△3,494	△3,124
貸付金の回収による収入	750	3,268
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,822	△42,886
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	85,911
長期借入れによる収入	100,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△236,800	△332,996
社債の発行による収入	27,030	—
社債の償還による支出	△3,500	△16,000
株式の発行による収入	—	366,775
財務活動によるキャッシュ・フロー	△113,270	403,691
現金及び現金同等物に係る換算価額	△1,166	5,535
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△185,193	288,852
現金及び現金同等物の期首残高	446,793	261,600
現金及び現金同等物の期末残高	※ 261,600	※ 550,452

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2 社

連結子会社の名称

PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA

上海露倩網絡信息有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT CCHANNEL MEDIA INDONESIAと上海露倩網絡信息有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品及び製品

主として月別総平均法

b 仕掛品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しており、変動対価は含んでおりません。また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① インフルエンサー事業

インフルエンサー事業については、主に広告サービス、インフルエンサーマーケティングサービスであります。

主な履行義務は、顧客からの依頼に基づいて広告動画を作成し、メディアへ出稿することです。

広告サービスに関しては、主にメディアへの出稿や動画等の納品がなされた時点で、インフルエンサーマーケティングサービスに関しては、主にインフルエンサーのメディアへの投稿により、当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。

なお、通常の支払期限は納品後又は投稿後2か月以内です。

② 海外事業

海外事業については、主に中国における越境EC等であります。顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。売上時に顧客にポイントが付与される場合は別個の履行義務として認識し、追加的な財又はサービスが顧客に移転した時点、又はその行使期限が終了した時点で収益を認識しております。

なお、通常の支払期限は顧客に財又はサービスが移転した時点から2か月以内です。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	11,145千円	9,626千円

※ 2 その他のうち契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
外注費	103,532千円	119,400千円
支払手数料	215,425	134,701
給料及び手当	364,336	402,845
貸倒引当金繰入額	108	13
退職給付費用	3,243	3,146

※ 2 新株予約権戻入益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
ストックオプションの権利失効による戻入益	3,750千円	2,500千円

※ 3 関係会社株式売却益

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度において計上した関係会社株式売却益は、当社の連結子会社であった株式会社マキシムの全株式を譲渡したことによるものであります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	4,317千円	△1,028千円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	4,317	△1,028
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	4,317	△1,028
その他の包括利益合計	4,317	△1,028

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,722,000	—	—	28,722,000
合計	28,722,000	—	—	28,722,000

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストックオプションとしての新株予約権(自己新株予約権)	—	—	—	—	—	5,000 (54,700)
合計		—	—	—	—	—	5,000

(注) 自己新株予約権については、()外書きにより表示しております。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,722,000	2,356,600	—	31,078,600
合計	28,722,000	2,356,600	—	31,078,600

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストックオプションとしての新株予約権(自己新株予約権)	—	—	—	—	—	2,500 (57,200)
合計		—	—	—	—	—	2,500

(注) 自己新株予約権については、()外書きにより表示しております。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	261,600千円	550,452千円
現金及び現金同等物の期末残高	261,600	550,452

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借契約に伴うものであり、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署・グループ会社の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額のない株式等は、次表には含めておりません（（注）2を参照ください。）。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債 (※2)	72,900	71,976	△923
(2) 長期借入金 (※3)	440,000	437,440	△2,559
負債計	512,900	509,416	△3,483

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債 (※2)	56,900	56,656	△243
(2) 長期借入金 (※3)	407,004	400,287	△6,716
負債計	463,904	456,943	△6,960

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	261,600	—	—	—
売掛金	318,096	—	—	—
合計	579,696	—	—	—

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	550,452	—	—	—
売掛金	493,133	—	—	—
合計	1,043,585	—	—	—

2. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	5,000	35,700	19,200	13,000	—	—
長期借入金	312,676	18,012	18,012	18,012	18,012	55,276
合計	317,676	53,712	37,212	31,012	18,012	55,276

(注1) 社債は1年以内償還予定のものを含んでおります。

(注2) 長期借入金は、1年以内返済予定のものを含んでおります。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	85,911	—	—	—	—	—
社債	49,900	7,000	—	—	—	—
長期借入金	78,972	78,972	78,972	78,972	51,164	39,952
合計	214,783	85,972	78,972	78,972	51,164	39,952

（注1）社債は1年以内償還予定のものを含んでおります。

（注2）長期借入金は、1年以内返済予定のものを含んでおります。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（※1）	—	71,976	—	71,976
長期借入金（※2）	—	437,440	—	437,440
負債計	—	509,416	—	509,416

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（※1）社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（※2）長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（※1）	—	56,656	—	56,656
長期借入金（※2）	—	400,287	—	400,287
負債計	—	456,943	—	456,943

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（※1）社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（※2）長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）3,243千円、当連結会計年度（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）3,146千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
新株予約権戻入益	3,750千円	2,500千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	—	事業協力者 4名	事業協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 一株	普通株式 16,000株	普通株式 15,000株
付与日	2016年6月23日	2016年6月23日	2017年4月27日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名	—	—
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 5,000株	普通株式 一株	普通株式 一株
付与日	2017年5月26日	2017年6月22日	2018年4月19日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名	子会社従業員 1名 事業協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 12,000株	普通株式 11,000株
付与日	2019年3月20日	2019年3月20日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

	第4回新株予約権（注）3	第8回新株予約権（注）3	第9回新株予約権（注）3
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	—	当社従業員 3名 事業協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 10,000株	普通株式 一株	普通株式 15,000株
付与日	2020年8月31日	2020年8月31日	2020年8月31日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

	第10回新株予約権（注）3	第11回新株予約権（注）3
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 4,000株	普通株式 2,000株
付与日	2020年8月31日	2020年8月31日
権利確定条件	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

- （注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、2016年6月22日付で普通株式1株につき10株、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載しております。
3. 2020年8月31日に当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	5,000	16,000	15,000	5,000	—	15,000	14,000	11,000
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—	—
失効(注) 2	5,000	—	—	—	—	15,000	2,000	—
未行使残	—	16,000	15,000	5,000	—	—	12,000	11,000

	第4回 新株予約権 (注) 3	第8回 新株予約権 (注) 3	第9回 新株予約権 (注) 3	第10回 新株予約権 (注) 3	第11回 新株予約権 (注) 3
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	20,000	—	15,000	6,000	2,000
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効(注) 2	10,000	—	—	2,000	—
未行使残	10,000	—	15,000	4,000	2,000

- (注) 1. 2016年6月22日付で普通株式1株につき10株、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 失効は新株予約権者の退職により権利を行使することができなくなった部分であり、未行使残より除いておりますが、失効とした新株予約権は一部当社が自己新株予約権として取得し、保有しております。
3. 2020年8月31日に当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

② 単価情報

1. 株式の公開前に付与したストック・オプション

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	450	450	450	450	450	700	700	700
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 2016年6月22日付で普通株式1株につき10株、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

2. 株式の公開後に付与したストック・オプション

	第4回 新株予約権 (注)	第8回 新株予約権 (注)	第9回 新株予約権 (注)	第10回 新株予約権 (注)	第11回 新株予約権 (注)
権利行使価格 (円)	450	450	700	700	700
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	250	250	—	—	—

(注) 2020年8月31日に当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

②-1のストック・オプションについては、ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

②-2のストック・オプションについては、付与日に権利が確定していることから、付与日の株価に基づいて公正な評価単価の見積りを行っております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | — 千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | — 千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	482千円	6,759千円
資産除去債務	6,432	6,471
減損損失	311	311
税務上の繰越欠損金(注)2	3,321,030	2,681,819
その他	8,495	868
繰延税金資産小計	3,336,752	2,696,229
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	△3,321,030	△2,681,819
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	△15,721	△14,410
評価性引当額小計(注)1	△3,336,752	△2,696,229
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△5,237	△4,812
繰延税金負債合計	△5,237	△4,812
繰延税金負債純額	△5,237	△4,812

(注) 1. 前連結会計年度において、評価性引当額が137,513千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を256,314千円追加的に認識したことに伴うものであります。

当連結会計年度において、評価性引当額が640,522千円減少しております。この減少の主な内容は、当社における税務上の繰越欠損金の期限切れに伴う評価性引当額の減少632,626千円によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※)	638,439	755,570	477,062	486,943	204,735	758,279	3,321,030
評価性引当額	△638,439	△755,570	△477,062	△486,943	△204,735	△758,279	△3,321,030
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※)	755,545	477,999	487,502	211,743	166,011	583,016	2,681,819
評価性引当額	△755,545	△477,999	△487,502	△211,743	△166,011	△583,016	△2,681,819
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.72%	34.72%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	△4.21%
評価性引当額の増減	△28.58%	△27.70%
その他	△2.29%	3.40%
税効果会計適用の法人税等の負担率	3.85%	6.21%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社の本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社の本社に係る資産除去債務においては、使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	28,129千円	18,527千円
時の経過による調整額	111	111
連結除外による減少(注)	△9,713	—
期末残高	18,527	18,639

(注) 前連結会計年度における「連結除外による減少額」は株式会社マキシムを連結の範囲から除外したことによる減少であります

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位: 千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
契約負債	15,156	32,282

(注) 1. 契約負債は連結貸借対照表上流動負債「その他」に計上しております。

2. 契約負債は顧客からの前受金に関連するものです。

3. 当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業活動の特徴、法的規制等を考慮した経営管理上の区分によって、「インフルエンサー事業」及び「海外事業」の2つを報告セグメントとしております。

「インフルエンサー事業」は、国内において企業向けに動画の企画・制作・配信を行うサービス等を主な業務としております。「海外事業」は、アジアを中心に『C CHANNEL』事業の海外展開を主な業務としております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	インフルエンサー事業	海外事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,450,020	541,323	1,991,343	—	1,991,343
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	104,813	104,813	△104,813	—
計	1,450,020	646,136	2,096,156	△104,813	1,991,343
セグメント利益又は損失 (△)	313,418	△22,392	291,025	△355,629	△64,604
その他の項目					
減価償却費	27,176	488	27,664	2,526	30,191

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△355,629千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	インフルエンサー事業	海外事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,555,982	688,757	2,244,740	—	2,244,740
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	38,350	38,350	△38,350	—
計	1,555,982	727,107	2,283,090	△38,350	2,244,740
セグメント利益又は損失 (△)	390,286	△22,807	367,478	△321,874	45,604
その他の項目					
減価償却費	35,974	658	36,632	2,494	39,127

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△321,874千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメント名称の変更)

当連結会計年度より、「メディア事業」としていた報告セグメント名称を「インフルエンサー事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。なお、前連結会計年度のセグメント情報についても変更後の名称で記載しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	中国	インドネシア	合計
1,450,020	395,137	146,185	1,991,343

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	インドネシア	合計
1,555,982	459,271	229,485	2,244,740

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

該当事項はありません。

（3）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社役員	森川 亮	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 21.41 (注) 1	資金の調達 被債務保証	銀行借入に対する被債務保証(注) 2	100	—	—

(注) 1. 当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株(20.72%)を含めた実質所有株式数を記載しております。

2. 金融機関からの借入について債務保証を受けております。取引金額については、保証債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（1）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

該当事項はありません。

（3）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社役員	森川 亮	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 20.27 (注) 1	資金の調達 被債務保証	銀行借入に対する被債務保証(注) 2	100	—	—

(注) 1. 当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数6,100,000株(19.63%)を含めた実質所有株式数を記載しております。

2. 金融機関からの借入について債務保証を受けております。取引金額については、保証債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	4.58円	17.11円
1株当たり当期純利益	2.65円	1.08円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2.61円	－円

(注) 1 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	76,055	31,337
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	76,055	31,337
期中平均株式数(株)	28,722,000	28,889,867
(うち普通株式数(株))	(28,722,000)	(28,889,867)
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	－	－
普通株式増加数(株)	454,000	－
(うち新株予約権(株))	(454,000)	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	－	第4回・第5回・第6回・第7 回・第9回・第10回・第11回新株 予約権については、当連結会計年 度においては希薄化効果を有しな いため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めており ません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	136,498	534,294
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	5,000	2,500
(うち新株予約権(千円))	(5,000)	(2,500)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	131,498	531,794
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	28,722,000	31,078,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
C Channel株式会社	第2回無担保社債	2023年4月13日	7,500	6,500 (6,500)	4.85	なし	2026年4月13日
C Channel株式会社	第3回無担保社債	2023年4月13日	18,000	17,000 (17,000)	4.90	なし	2026年10月13日
C Channel株式会社	第4回無担保社債	2023年4月13日	13,000	7,000	4.95	なし	2027年4月13日
C Channel株式会社	第5回無担保社債	2024年6月26日	6,000	6,000 (6,000)	5.00	なし	2026年7月13日
C Channel株式会社	第6回無担保社債	2024年6月26日	4,200	3,600 (3,600)	5.00	なし	2027年1月13日
C Channel株式会社	第7回無担保社債	2024年6月26日	19,200	16,800 (16,800)	5.00	なし	2027年7月13日
合計	—	—	67,900	56,900 (49,900)	—	—	—

(注) 1. 第5回、第6回、第7回無担保社債については、2026年4月24日に繰上償還しております。

2. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
社債	49,900	7,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	85,911	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	312,676	78,972	2.1	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	127,324	328,032	2.2	2027年4月～ 2035年3月
合計	440,000	492,915	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	78,972	78,972	78,972	51,164

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	18,527	111	—	18,639

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URLは次のとおりであります。 https://corp.cchan.tv/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月25日

C Channel 株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浦 上 卓 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 下 大 輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているC Channel株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、C Channel株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行情報提出会社）が別途保管しております。